

北海道遺産目次

北海道遺産構想の推進について

~ 北海道遺産構想推進母体設立準備会検討結果報告 ~

【 これは、平成 12 年 3 月に北海道遺産構想推進母体設立準備会が報告したものです】

北海道遺産構想の取組みのあり方について

「北海道遺産構想」は、平成 9 年 4 月に知事が提唱した「北の世界遺産構想」を道の施策として具体化するため、「北の世界遺産推進方策検討プロジェクトチーム」（赤レンガ・政策検討プロジェクトチーム）が、約 1 年半の検討を行ったのち、平成 11 年度から実施された。

この構想が自然、文化、産業など対象が幅広い分野にわたっているため、既存の専門分野の枠を超えた総合的な視点に立った取組みが必要になること、また、北海道遺産の取組みは、新しい形の“地域づくり”を目指すものであることから、地域振興を担当する部局が総合的窓口として機能することが望ましいという理由から、総合企画部地域振興室地域振興課が担当課となって、取り組まれることとなった。

事業初年度である平成 11 年度は、事業着手が北海道議会第二回定例会終了後の 8 月からとなつたが、構想の提唱者である北海道の先導的な役割のもと、北海道遺産構想推進母体設立準備会（以下「準備会」という。）が設置され、様々な観点から構想の推進に向けた検討が行われるとともに、構想の理念の幅広い浸透、気運の盛り上がりを目的とした北海道遺産掘り起こしキャンペーンや地域フォーラムの開催など、本年度予定されていた全ての事業について順調な取組みが図られた。

特に、掘り起こしキャンペーンの総応募件数は平成 12 年 3 月 31 日現在、13,626 件（応募人数 8,957 名）に達し、キャンペーン期間の後半には、応募が殺到するなど、この構想が次第に地域へ浸透し、道民運動として着実に展開されるであろうことの期待を十分に抱かせるものとなっている。

北海道遺産構想の持つ意義、内容は大変豊かで深いものがあるため、受取る側の理解の仕方は必ずしも一様ではない。

準備会における議論が、幾度となく「北海道遺産構想」とは何かという原点に立ち戻りながら進めざるを得なかつた理由も、この構想の持つ内容の豊かさ、多様性にある。

このため、今後、北海道遺産構想をどのように進めていくか、その方向性、道筋を明らかにしていくためにも、その点についての考え方を整理する必要がある。

まず、時代背景についてであるが、開拓使の設置から 130 年を経た現在、北海道は大きな転換期を迎えている。

北海道はこれまでの開発の歴史の中で、中央依存、公共事業依存体質を強めてきたが北海道の発展を支えてきた既存の枠組みの変化、また、平成 12 年 4 月からの地方分権一括法の施行など、これまでの考え方や行動では立ち往かない状況を迎えており、自治体のみならず道民一人ひとりがこのような時代環境を自覚しつつ、21 世紀を見据えた新しい北海道を創造していくことが強く求められている。

北海道遺産構想に取り組む意義は、北海道が迎えたこの大きな転換期の中にあって、これまでの中央・横並び志向から脱して、道民一人ひとりが、もう一度自分自身の目で足元を見つめ直し、北海道、市町村、地域が持つ無限の価値や可能性を再発見、再認識していくプロセスをとおして、道民がこの構想の下に心を一つに結集し、地域に対する誇りと愛郷心を育みながら、次代を担う人材を育成し、また、地域の自主的・主体的かつ効果的な保全・活用を通じ、例えば、観光産業への波及や交流の拡大による地域経済の活性化を進めるなど、この構想の持つ多面的な戦略性を活用して、21 世紀を展望した豊かで個性的な地域づくりを進めていくことにある。

北海道遺産構想の持つ意義や趣旨が広く道民に浸透し、各地域での意欲的な取組みを促す大きなエネルギーとなって、全道的な運動として展開されるためには、中・長

期的展望に立っての継続的な事業実施など、構想の着実な推進を図っていく必要がある。

また、北海道遺産構想は、北海道が迎えた大きな転換期の中にあって、道民一人ひとりが、新しい時代に向けて北海道の再生を目指し、これまでの中央・横並び志向といった古い体質から脱却し、意識改革を図りながら、北海道が持つ限りない価値や可能性、潜在力を最大限に生かして、豊かな地域社会、魅力あふれる北海道づくりを進める道民運動であることから、構想の推進は、地域住民、企業、団体等による民間中心の推進組織がその役割を担うことが妥当である。

これらの視点に立って、準備会では、構想を推進するための取組みの方向性や推進組織のあり方、北海道遺産の選定基準や保全・活用に当たっての基本的な考え方など、主要な事項について鋭意検討を進めてきた。

この報告書は、本年度4回にわたって開催された準備会における検討結果を取りまとめたものであり、以下、個別の検討結果等について記述する。

北海道遺産構想推進母体設立準備会における検討結果等について

1 役割・機能（目的）

北海道遺産構想が広く道民に浸透し、民間主体の運動として展開されていくため、その推進組織のあり方などを検討するとともに、推進組織設立後、速やかに活動展開が図れるよう所要の方策などの検討を行う。

【北海道遺産構想推進母体設立準備会設置要領第1（目的）より】

2 検討事項

ア 推進組織の設置及び組織構成に関すること。
 イ 推進組織の運営方法に関すること。
 ウ 北海道遺産構想が推進組織によって円滑かつ効果的に展開されるための所要の方策に関すること。

【設置要領第2（検討事項）より】

3 開催状況

| 開催期日 | 開催場所 | 議題 |
|-------------|----------------------------|---|
| 平成11年9月30日 | (社)北方圏センタ ー12階 特別会議室 | 座長の選出 「北海道遺産」構想の概要について 北海道遺産構想推進母体設立準備会について |
| 平成11年12月14日 | フジヤサンタス ホテル2階 エルムB | 推進組織の基本的性格及び組織構成について 推進組織の運営方法について その他 |
| 平成12年2月9日 | (社)北方圏センタ ー12階 特別会議室 | 北海道遺産の選定の基本的な考え方について その他 |
| 平成12年3月21日 | ホテルKKR札幌 7階 北斗 | 北海道遺産の保全・活用の基本的な考え方について 検討結果の取りまとめについて その他 |

4 検討結果

準備会では、北海道遺産構想の着実な推進を図るために、中・長期的な視点に立って、構想の取組み方向、推進組織のあり方、北海道遺産の選定基準、保全・活用方策の基本的な考え方などについて検討を行った。

【検討結果 施策の展開方向について（総論）】

北海道遺産構想を着実に進めていくためには、今後とも中・長期的な視点に立った各種施策の幅広い展開を図る必要がある。

この構想が北海道全体の運動として展開され、地域の自主的・主体的な取組みを促すためには、何よりもまず、この構想の理念や考え方などについて普及・啓発を重点的に進め、気運の盛り上げを図ることが重要である。

また、構想の理念や趣旨が道民に理解されるということは、同時に現在の北海道が置かれている時代環境と、これから北海道づくりに対してこの構想の持つ意義を知り、参加意識の醸成を図ることでもあることから、普及・啓発の意義は極めて大きい。

そのため、平成11年度に引き続き平成12年度においても、様々な広報媒体、機会を活用した道民への周知や、掘り起こしキャンペーンの実施、地域フォーラムの開催など、積極的、効果的な事業展開を図る必要がある。

【検討結果 推進組織のあり方について（総論）】

北海道遺産構想の着実な推進を図るためにには、構想の中核的な推進組織となる幅広い民間中心の組織をできる限り早い時期に立ち上げるとともに、同組織が立ち上がるまでの間、取組み停滞を避けるため、橋渡し的組織を設置し、北海道遺産の選定基準づくりなど、幅広い民間中心の組織設立後、事業運営が直ちにかつ円滑に進められるよう、所要の事項について検討及び決定をしておく必要がある。

構想が道民の自主的な参加を得ながら、広く道民運動として本格的に展開され、地域づくり運動として定着していくためには、構想の推進の中核となる組織の存在が必要である。

そのような組織として、先述した構想の本質から、幅広い民間中心の組織（以下「推進協議会」という。）がその役割を担うことが妥当である。

ただ、推進協議会を立ち上げるためには、企業や団体、一般道民の方々の理解、賛同参加意欲の醸成、気運の盛り上がりなどの環境整備にある程度の時間を要する。

従って、推進協議会が立ち上がるまでの間、橋渡し的役割を担う推進組織（以下「推進委員会」という。）を平成12年度当初に設置し、推進協議会のできるだけ早い時期の立ち上げを目指し、その道筋を固めるとともに、併せて、北海道遺産の選定基準づくりなど、推進協議会設立後、直ちに円滑な業務運営（例えば、北海道遺産の選定事務）が進められるよう、具体的な事務・作業を全て完了させておく必要がある。

このようなことによって、取組みの停滞、中断が避けられ、構想の着実な推進が図られるものとなる。

また、推進協議会の円滑な事業執行を期するため、道は、構想の提唱者として、推進協議会の自主的な運営が可能となるまでの間、運営に係る事務を担い、運営経費についても相応の助成措置を講ずるなど、民間が道に期待する提唱者としての役割に積極的に応えるべきである。

北海道遺産構想は、その取組みのプロセス、あるいはその取組みの結果をとおして、自主・自律の北海道づくりに資するものではあるが、自主・自律を促す運動であることを理由に、推進協議会の運営に対し、行政としての道が必ずしも第三者的立場に徹する必然性はないものと考えられる。

以上、検討結果の概要及び内容について記述したが、以下、個別的な検討事項ごと

に整理して詳述する。

《個別検討事項》

- 1 組織のあり方について
 - ・北海道遺産構想推進委員会（仮称）について
 - ・北海道遺産構想推進協議会（仮称）について
- 2 北海道遺産の選定基準・選定方法について
- 3 北海道遺産の保全・活用方法について

《検討事項 1：組織のあり方について》

北海道遺産構想推進委員会（仮称）について

役割・機能

前述したように、構想の道民運動としての幅広い展開、地域への定着を図っていくためには、推進協議会の存在が必要である。

しかし、推進協議会を立ち上げるためには、現在、成熟段階までには至っていない構想推進の気運が、明確な目的意識と方向性を持ったものとして一層の盛り上がりを見せ道内各界・各層の深い理解と参加意欲が得られるなどの環境整備が必要であるが、そこに至るまでには、ある程度の時間を要するため、平成12年度中の立ち上げは現実的には困難である。

このようなことから、平成12年度は推進委員会を設置し、構想の取組みの継続を図りつつ、上述した構想推進の一層の気運醸成など環境整備を図ることに総力を上げ、併せて推進協議会の立ち上げ準備を進め、さらには、北海道遺産を選定するための基準や保全・活用の基本的枠組みを決定するなど、推進協議会がその機能と役割を直ちに果たし得るよう、全ての作業を完了させておくことが必要である。

組織・体制

選定基準の策定における専門的知識の必要性に配慮し、準備会を延長した形で、専門分野等の民間有識者15名程度で構成する。

所管事項

- ア 北海道遺産構想推進協議会（仮称）の設立に向けた環境整備及び立ち上げ準備
- イ 北海道遺産の選定基準・選定方法の策定
- ウ 保全・活用方法の基本的枠組みの策定

事務局

事務局は北海道総合企画部地域振興室地域振興課に置く。

北海道遺産構想推進協議会（仮称）について

設立の考え方について

本年度緒についたばかりの北海道遺産構想が、民間主体のすそ野の広い道民運動として展開され、豊かな地域社会づくりに資する大きな可能性を持つものとして地域に浸透し、受け入れられていくためには、行政主導によるのではなく、前述したとおり、推進協議会が構想を推進する中核的な役割を担うことが必要である。

組織・体制

推進協議会として、どのような形態がふさわしいのか（例えば法人組織（NPO法人、財団法人、社団法人）、任意組織など）、また、新規に設立するか、或いは既存組織に新たな機能を付与することにより立ち上げるかなど、様々な観点から検討を進めてきたところであるが、検討の結果、法人形態は一定の法的制約があるため、構想の推進状況に応じた弾力的・柔軟な対応が困難となる場合が想定されること、また、形態のあり方に拘泥すると、かえって構想の展開を硬直化させるおそれもあることから、この構想の持つ多義性・多様性を踏まえ、最も適当な組織として法人格を持た

い任意組織によることとしたところである。

平成12年度に設置される推進委員会においては、推進協議会の構成（参加を募る相手方の範囲）などについて早急に固めるなど、推進協議会のできるだけ早い時期の立ち上げを目指すべきである。

なお、企業や団体等が参加しやすい環境を整えるため、税制面についての検討を行う必要がある。

役割・機能

推進協議会は北海道遺産構想を通じて新たな魅力を持った北海道づくり・地域づくりを促進するためのシンボリックな機能を担うほか、北海道遺産の選定や地域における保全・活用の意欲を高めていくための情報提供、イベント、フォーラム等による普及・啓発を図るとともに、保全・活用の基本的なあり方や枠組みを示すなど、北海道遺産構想が広く道民運動として展開されよう努めるものとする。

運営方法

推進協議会の組織・体制については、推進委員会で検討されることとなるが、構想の趣旨に鑑み、可能な限り幅広い民間の参画を得て組織化を図るとともに、企業や各種団体、一般道民等から寄付金や協賛金、募金、会費などを募り、それらを基本的財源とするなど可能な限り自主的な運営を目指すべきである。

《検討事項2：北海道遺産の選定基準・選定方法について》

基本的な考え方

北海道遺産構想の取組みを通じて、新たな魅力を持った北海道を創造していくためには、道民一人ひとりが、もう一度自分自身の価値観や感性で、地域の持つ価値や可能性を再発見、再認識していくプロセスが大切であり、堀り起こしキャンペーンを開いて広く応募を募った理由もそこにある。

多くの道民から寄せられた応募は多種・多彩であり、その中には、改めて、北海道の持つ資源や歴史の豊かさ、生活の奥深さに気付かされたものも多い。

寄せられた貴重な地域資源としての北海道遺産の対象となるものの中から、構想の意義を念頭におきながら、その資質・性格をどのように評価して、北海道遺産として選定していくかは、選定という行為がもたらす効果も含めて検討する必要がある。

北海道遺産構想が財産としての価値そのものの評価・保護を主目的とするならば、学術的価値、文化的価値など客観的基準を尺度とすれば足りるが、構想が究極的には質の高い地域振興ないし地域づくりに還元されていくものである以上、客観的基準のほか、“地域との関わり”、“こだわり・思い入れ”といった主観的視点を加味した基準について配慮すべきである。

併せて、“地域の熱意”、“取組み体制”といった地域内における保全・活用の取組み姿勢という観点についても配慮すべきである。

また、この構想が、これまで目に触れにくかったものも含めて掘り起こし、光を当てその価値の継承・最大化を図りながら、地域の魅力を高めていく取組みであることから活用することが同時に保全に結びつくものについては、活用のソフト面にも配慮しながら積極的に選定を検討すべきである。

なお、自然のように静的な保全によって価値が継承されるものについては、保全のあり方と見せ方の関係に配慮しながら、選定を検討すべきである。

また、個人（企業）の所有に属するものの取り扱いについては、法律上の問題やデリケートな問題を含む場合が多いことから、情報の収集・共有化に努め、所有者の承諾を選定の要件とすべきか否かなどについて、慎重に配慮する必要がある。

選定のプロセスにおける道民や地域の参加、コンセンサスづくりの具体的な方法については、何人かの道民を無差別に抽出してアンケートを実施したり、現地調査などにより、直接地域の聞き取りを行うなどの手法を検討してみる必要がある。

北海道遺産の選定数については、構想の趣旨に鑑み、事前に枠を決めるることは適当でないと考えられるが、構想の着実な推進を図る観点から、政策的な配慮が必要である。

例えばそのものの価値を客観的に判断して各分野から一度に選定するのか、或いは毎年度継続的に選定するのか、隔年とするのか、または、地域に着目して道内市町村からそれぞれある程度の数を選定していくのかなど、様々なバリエーションを考えられる。

北海道遺産の選定後、地域における活用の状況についても、一定のフォローが必要である。活用の実態が消滅しているものを北海道遺産のまま放置しておくことは妥当ではないし、活用方法について、地域で問題が発生した場合には、アドバイスする必要がある。そのような活用の状況をフォローする手法のあり方についても検討しておく必要がある。

北海道遺産の候補となるものは多種多様にわたり、現在、暫定的に設定している自然、歴史・文化、産業、生活の各分野の区分では括れないものも想定されるため、北海道遺産の候補として整理されたものを参考としながら、分野の増設、細区分の設定などについても配慮する必要がある。

また、選定基準については各分野に共通するもののほか、分野ごとに特に重視すべき基準や特別な基準についても、個別・具体的な配慮が必要であり、その際には上述した“地域との関わり”、“こだわり・思い入れ”といった視点などについても盛り込むべきである。

机上の選定基準が、実際の運用において必要十分とは言えないこともあるから、選定基準づくりがある程度進んだ段階で、試行的にその基準を用いた選定事務を実際にを行うなど、その改良・充実を図っていくことが重要である。

選定基準の策定に当たって考慮すべき事項

- ・現在設定している自然、歴史・文化、産業、生活などの分野の整理
- ・分野ごとの選定基準の設定
- ・学術的価値（スケール、希少性）、歴史的価値（年代）などの客観的な基準のほか
- “地域との関わり”、“こだわり・思い入れ”など地域の主観的な視点を加味した
- 基準の設定
- ・保全・活用に当たって“地域の熱意”、“取組み体制”といった地域内における取組み姿勢という観点からの選定基準の設定
- ・観光への波及や交流の拡大といった視点の選定基準の設定
- ・全体とそれに含まれる個の考え方（例えば、知床半島と知床五湖）の整理

選定方法の策定に当たって考慮すべき事項

- ・選定数の考え方、選定後の見直しなどそのフォローの方法
- ・道民や地域の参加方法、コンセンサスづくりの方法
- ・国立公園や文化財など、他の指定と重複するものの取り扱い
- ・個人（企業）の所有に属するものの取り扱い
- ・長期間の保全や活用が経済的・物理的に不可能なものの取り扱い

《検討事項3：北海道遺産の保全・活用方法について》

基本的な考え方

北海道遺産構想は、その取組みの担い手であるそれぞれの地域が、北海道遺産の資質や潜在力を最大限に引き出し、積極的な利活用を通じて、地域の活性化を図っていくものである。その取組みは、地域の熱意と創意工夫に支えられる。

北海道遺産の選定に伴い、構想の提唱者である道や地元市町村が、その保全・活用に係る経費について直接財源手当を行うことは、この構想の趣旨に反するものであり、地域が、北海道遺産と地域との関係を意識しながら、守り育てていく姿勢が重要なのである。

従って、将来設立が予定されている推進協議会もまた、個々の北海道遺産の保全・活用に対して直接の役割を担うものではない。

ただし、行政側が保全・活用の実態に即して、補助金や地方債など既存制度の範囲において、可能な限り地域の取組みを財政的に支援していくことは、構想の趣旨に反するものではなく、むしろ適うものであると考えられる。

保全・活用方法の基本的枠組みを策定するに当たって考慮すべき事項

- ・分野ごとの保全・活用方策
- ・個々の対象の性格・資質に対応した保全・活用方策（有形のもの、無形のもの、活

- 用という形態がなくても保全そのものが意味をなすもの)
・除却のおそれのある産業遺産、廃棄、放置のおそれのある建造物や施設などの保全
、活用方策
・活用の効果から見た範囲（全体とそれに含まれる個の扱い）の整理
・自然と文化、生活と歴史など複合的な遺産の保全・活用方策

5 道の役割について

以上、準備会検討事項と検討結果について、項目ごとに整理し記述してきたが、北海道遺産構想の着実な推進を図るためにも、この構想の提唱者である道のあるべき役割についても準備会として提言する。

北海道遺産構想を道民運動として幅広く展開し、地域への定着を図るためにには、推進協議会をできるだけ早い時期に立ち上げ、立ち上げ後、協議会が直ちに北海道遺産の選定作業に着手できるよう、必要な事項について全て決定しておく必要がある。

このようなことから、平成12年度においては、推進委員会を設置し、推進協議会の立ち上げに向け、その構成や運営方法等について具体的に決定しておくとともに、北海道遺産の選定基準や保全・活用方法についての基本的な枠組みなどを策定する必要がある。

道は、推進委員会の事務局として、同委員会の円滑、効率的な運営を図るとともに、普及・啓発の効果的実施、掘り起こしキャンペーンや地域フォーラムの開催などによる一層の気運醸成に努めるほか、推進委員会とも連携を密にして、推進協議会を立ち上げるため、関係団体・機関との調整、企業等への参画の呼びかけや必要な根回しなど、立ち上げに向けた具体的な道筋をつけていく役割を負うべきものと考える。

また、推進協議会の自主的な運営が可能となるまでの間、運営に係る事務を担い、運営経費についても相応の助成措置を講ずるなど、民間が道に期待する提唱者としての役割に積極的に応えるべきである。

北海道遺産構想が、官と民のパートナーシップのあり方の適切な見本となるよう、強く期待するものである。

戻る